

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成19年度税制改正において、高齢者、障がい者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資するための税制の一環として、固定資産税に係るバリアフリー改修工事促進税制が創設されました。この制度により、住宅に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、当該住宅(家屋)に係る固定資産税が減額されることとなりました。(地方税法附則第15条の9第4項、第5項)

※ 住宅の省エネ改修にともなう減額措置のみ重複適用が可能です。

1 減額の対象となる住宅の要件

- (1) 以前に、当該対象家屋がバリアフリー改修工事をした住宅にかかる固定資産税の減額を受けたことがないこと。
- (2) 新築された日から10年以上経過した住宅であること。
- (3) 改修後の住宅の面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- (4) 居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること(ただし、賃貸部分は除きます)。
- (5) 令和6年3月31日までに、法令で定めるバリアフリー改修工事が行われたものであること。

- ① 廊下の拡幅
- ② 屋内階段の勾配の緩和
- ③ 浴室・トイレの改良
- ④ 手すりの設置
- ⑤ 屋内の段差の解消等
- ⑥ 引き戸への取替え
- ⑦ 床表面の滑り止め化

- (6) バリアフリー改修工事に要した費用が、一戸あたり50万円を超えること。

※ ただし、補助金等の交付がある場合には、当該バリアフリー改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額が、50万円を超えること。

- (7) 以下のいずれかの方が居住していること。

- ① 改修工事完了年の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の方
- ② 介護保険において、要介護認定若しくは要支援認定を受けている方
- ③ 障がい者(地方税法施行令第7条に該当する方)

2 手続き

改修工事完了後3月以内に、『バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書』に必要な事項をご記入のうえ、関係書類を添付して本市資産税課までご申告ください。

【関係書類】

- (1) 納税義務者の住民票の写し(本市在住者は不要)
- (2) 改修工事にかかる書類(工事明細書、写真、領収書等)
- (3) 本市の居宅介護(介護予防)住宅改修費、在宅障害者に対する日常生活用具住宅改修費給付及び住宅改造費助成金の支給を受けている場合は、その決定通知書等の写し
- (4) 上記(5)①～③であることを証する書類
 - ① 65歳以上の高齢者…住民票の写し(本市在住者は不要)
 - ② 要介護及び要支援認定者…介護保険の被保険者証の写し
 - ③ 障がい者…身体障害者手帳等の写し

3 減額される期間・金額

- (1) バリアフリー改修工事が完了した翌年度分に限り、固定資産税が減額されます。
- (2) 1戸当たり 100 m²相当分までの税額の 1/3 が減額されます。